# 大阪大学大学院法学研究科規程(平成31年4月1日施行)

## 第1章 総則

#### (趣旨及び目的)

- 第1条 この規程は、大阪大学大学院学則に基づき、大阪大学大学院法学研究科(以下「本研究科」という。) に おける必要な事項を定めるものとする。
- 2 本研究科は、法学及び政治学の研究教授を通じて、その水準の向上に寄与するとともに、高度の研究能力及び 精深な学識を有する人材を育成し、社会に貢献することを目的とする。

## (課程及び専攻)

- 第2条 本研究科の課程は、博士課程とする。
- **2** 博士課程は、これを前期 2 年の課程(以下「前期課程」という。) 及び後期 3 年の課程(以下「後期課程」という。) に区分する。
- 3 本研究科に、法学・政治学専攻を置く。

#### (入学)

第3条 前期課程及び後期課程に入学を志願する者については、本研究科教授会(以下「教授会」という。)の議 を経て選考するものとする。

## (教育プログラム)

第4条 前期課程に、総合法政プログラム、研究者養成プログラム及び知的財産法プログラム(総合コース及び 特別コース)を設ける。

## (教育方法)

第5条 本研究科の教育は、授業科目の授業と研究指導とによって行う。

## (授業科目、単位数等)

第6条 前期課程の各プログラムの授業科目の区分、分類、科目名、単位数、履修方法等については別表第1、後期課程の授業科目及び単位数については別表第2のとおりとする。

### (授業科目の配当、授業時間及び単位の計算方法)

- 第7条 授業科目の配当及び授業時間は、年度ごとに定める。
- 2 授業科目の単位の計算方法は、15時間をもって1単位とする。

# (担任教員及び指導教員)

- 第8条 前期課程の学生には担任教員を、後期課程の学生にはその研究分野に応じて指導教員をそれぞれ定める。
- 2 担任教員及び指導教員は、教授又は准教授とする。ただし、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、 専任講師をもって代えることができる。
- 3 学生は、担任教員又は指導教員の指導を受けて学修計画を定める。

# 第2章 前期課程

## (履修方法)

第9条 前期課程の学生(以下この章において「学生」という。) は、別表第1の履修方法に規定する必要修得単位を含め、30単位以上を修得しなければならない。

- 2 学生は、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、大学院横断教育科目又はグローバルイニシアティブ科目を履修し、これを4単位を限度に前項に規定する単位に充当することができる。
- 第10条 学生は、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、他の研究科の授業科目、リーディングプログラム科目又は法学部若しくは他の学部の授業科目を履修し、これを8単位を限度に前条第1項に規定する単位に充当することができる。
- 2 学生は、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、本研究科が他の大学院又は外国の大学院と協議する授業科目を履修し、これを10単位を限度に前条第1項に規定する単位に充当することができる。

#### (履修授業科目の届出)

- 第11条 学生は、毎学年指定する期日までに、その学年で履修しようとする授業科目を届け出なければならない。 (履修授業科目の試験)
- 第12条 履修した授業科目の試験は、各授業科目担当の教員により筆記若しくは口頭又は研究報告によって行う。
- 2 授業科目担当の教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、臨時に試験を行う。
- 3 前2項の試験の成績は、100点を満点として次の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。
  - S (90 点以上)
  - A (80 点以上 90 点未満)
  - B (70 点以上 80 点未満)
  - C (60 点以上 70 点未満)
  - F (60 点未満)

#### (単位の授与)

第13条 前条の規定により合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

## (修士論文の提出)

- 第14条 修士論文を提出しようとする学生は、前期課程に1年以上在学し、第9条第1項に規定する単位を修得 又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。ただし、在学期間1年をもって第9 条第1項に規定する単位を修得し得る者で、教授会の議を経て、研究科長が優れた研究業績を上げたものと認 めた学生については、この限りでない。
- **2** 前項の修士論文を提出しようとする学生は、その題目を担任教員の承認を得て、あらかじめ指定する期日までに届け出なければならない。
- 3 修士論文は、あらかじめ指定する期日までに提出しなければならない。

# (修士論文の審査)

- 第15条 修士論文の審査は、教授1名を含む教授会構成員である3名以上の教授又は准教授で組織する審査委員会が行う。ただし、必要があるときは、教授1名を含む教授会構成員である2名以上の教授又は准教授に、専任講師又は他の研究科等の教授、准教授若しくは講師1名以上を加えて審査委員会を組織することができる。
- 2 修士論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。
- 3 審査委員会の委員は、教授会が委嘱する。
- 4 修士論文の合否は、審査委員会の報告を受け、教授会が審査し、議決する。

### (最終試験)

第16条 前期課程の最終試験は、第9条第1項の規定に従い所定の単位を修得した上、修士論文を提出した者について行う。

- 2 最終試験は、審査した修士論文及びこれに関連のある授業科目について、口頭試験によって行う。
- 3 最終試験は、修士論文を審査した審査委員会が行う。ただし、必要があるときは、教授会において他の教授、 准教授又は専任講師を審査委員として委嘱することができる。
- 4 最終試験の合否は、審査委員会の報告を受け、教授会が審査し、議決する。

# 第3章 後期課程

#### (履修方法)

- 第17条 後期課程の学生は、研究指導を受けるとともに、別表第2に規定する科目4単位以上を含め、8単位以上を修得しなければならない。
- 2 学生は、指導教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、大学院横断教育科目又はグローバルイニシアティブ科目を履修し、これを 4 単位を限度に前項に規定する単位に充当することができる。
- 第18条 指導教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、当該専攻の前期課程若しくは他の研究科の授業科目又はリーディングプログラム科目を履修し、これを前条第1項に規定する単位に充当することができる。
- 2 指導教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、本研究科が他の大学院又は外国の大学院と協議する授業科目を履修し、これを前条第1項に規定する単位に充当することができる。
- 3 教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めたときは、本研究科入学前に大学院において修得した授業科目の単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本研究科において修得したものとして認定し、これを前条第1項に規定する単位に充当することができる。
- 4 前 2 項の規定により充当することができる単位数は、第 1 0 条第 2 項の規定により充当した単位と合せて、 1 0 単位を限度とする。
- 5 前各項のほか、指導教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、他の大学院等と の協定に基づき、当該大学院等において必要な研究指導を受けることができる。

#### (履修授業科目の届出及び試験、単位の授与、博士論文の審査並びに最終試験)

- 第19条 博士論文を提出しようとする学生は、後期課程に2年6月を超えて在学し、第17条第1項に規定する単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。ただし、修士課程又は前期課程における在学期間(2年を限度とする。)と後期課程における在学期間を合計して3年以上で、かつ、2年6月以内の後期課程在学期間をもって第17条第1項に規定する単位を修得し得る者及び入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められ後期課程に入学し、1年以上2年6月以内の後期課程在学期間をもって第17条第1項に規定する単位を修得し得る者で、教授会の議を経て、研究科長が優れた研究業績を上げたものと認めた学生については、この限りでない。
- 第20条 履修授業科目の届出及び試験については、第11条及び第12条の規定を、単位の授与については、第13条の規定を、博士論文の審査については、第15条の規定を、最終試験については、第16条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第15条第1項中「教授1名」とあるのは「教授2名」と、第16条第1項中「第9条第1項」とあるのは「第17条第1項」と、それぞれ読み替えるものとする。

# 第4章 特別研究学生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び研究生

#### (特別研究学生)

- 第21条 他の大学院又は外国の大学院との協定に基づき、当該大学院の後期課程に在学する学生で本研究科において研究指導を受けようとする者があるときは、研究科長は、教授会の議を経て、特別研究学生として入学を許可することができる。
- 2 特別研究学生の在学期間は、1 年とする。ただし、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、願い出により1年ごとに期間を延長することができる。

#### (特別聴講学生)

- 第22条 他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、当該大学院に在学する学生で、本研究科の授業科目を 履修しようとする者があるときは、研究科長は、教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可すること ができる。
- 2 特別聴講学生の在学期間は、履修する授業科目所定の授業期間とする。
- 3 特別聴講学生の履修授業科目の試験及び単位の授与については、第12条及び第13条の規定を準用する。

#### (聴講生及び科目等履修生)

第23条 本研究科の授業科目中1科目又は数科目を選んで聴講又は履修しようとする者があるときは、第3条の 規定に準じ、教授会の議を経て研究科長が聴講生又は科目等履修生として入学を許可することができる。

## (研究生)

- 第24条 研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 修士の学位を有する者
  - (2) 教授会の議を経て研究科長が前号と同等以上の学力があると認めた者
- 2 研究生の在学期間は、1 年以内とし、当該年度を超えないものとする。ただし、研究上必要と認めるときは、研究科長は、教授会の議を経て在学期間を延長することができる。
- **3** 前項ただし書の規定により、在学期間の延長を希望するときは、年度ごとに研究科長に願い出て、許可を受けなければならない。

## 第5章 補則

# (その他)

第25条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

(略)

附則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日現在前期課程に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。この場合において、改正前の第9条第2項中「大学院横断教育科目」とあるのは、「大学院横断教育科目又はグローバルイニシアティブ科目」と、改正前の第17条第2項中「大学院横断教育科目」とあるのは、「大学院横断教育科目又はグローバルイニシアティブ科目」とそれぞれ読み替えるものする。

# 別表第 1 (前期課程・総合法政プログラム)

下記の要件を全て満たしたうえで、合計30単位以上を修得しなければならない。

門教 選択必修 育育 日       不完指導2       2       0単位以上、合上を修得することが得することが得する。         民法の基礎       2       (2) 「総合演習 開講する授業科に定める。「総会演習 を付して開講 なる「総合演習 憲法2 (2) (3) 「研究指導 2) 「 なる「総合演習	区分	分類	7にりんで、石前30単位以上を16 科目名		高度国際性涵 養教育科目	特記事項	履修方法
数	必修	研究指導	研究指導 1	2			(1) 必修4単位、選択必修1
Rich   Rich			研究指導 2	2			0単位以上、合計24単位以
国際政治学版論	選択必修	入門・基礎	公法の基礎	2			上を修得すること。
記の情報処理   2   一			民法の基礎	2			(2) 「総合演習」については、
放告学報論 2			国際政治学概論	2	0		開講する授業科目を年度ごと
金法1   2   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○			法政情報処理	2			に定める。「総合演習」は副
憲法2   2   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○			政治学概論	2	0		題を付して開講し、副題の異
一次	4	公法	憲法 1	2	0	0	なる「総合演習」は、異なる
行政法2			憲法 2	2	0	0	科目として扱う。
イ政法と     2     ○     「研究指導2」       刑法     2     ○     ○       刑事訟     2     ○     ○       国際法1     2     ○     ○       国際法2     2     ○     ○       刑事法     2     ○     隔年開講       施治論     2     ○     隔年開講       人権論     2     ○     隔年開講       表法1     2     ○     ○       民法1     2     ○     ○       展送2     2     ○     ○       展送2     2     ○     ○       展達をして翌年度の限値をすることだできる授業付置でたし、2度目の限値をすることができる授業付置を表法と2     ○     ○       展達済法     2     ○     ○       展達済法     2     ○     ○       展達方法と2     ○     ○     会内容が年度ごまれた科目とするにないできる授業内容が年度ごまれた科目とするがきるができる授業内容が年度ごまれた科目とする。       大力公     日本のの限値をすることができる授業の内容が年度ごまれた科目とする。     会内容が年度ごまれた科目とする。       大力公     日本の保護法     2     ○     ○       展生開講     日本のの限値をする。     会内を開講のよるに対しているの限値をする。     会別の定しているの限値をする。       大力公     日本のの限値をする。     会別の定しているの限しまする。     会別の定しているの限しまする。       大力公     日本の限的により、     会別の定しているの限しまする。     会別の定しているの限しまする。       大力の財産を持定とのできるとのできるとといるの限しまする。     会別の定しまする。     会別の定しまする。       大力の財産を持定とのできるとのできるとの			行政法1	2	0	0	(3) 「研究指導1」は、最初
<ul> <li>税法</li> <li>刑法</li> <li>別事訴訟法</li> <li>国際法1</li> <li>国際法2</li> <li>○</li> <li>国際法2</li> <li>○</li> <li>国際法2</li> <li>○</li> <li>国際共開講</li> <li>税治論</li> <li>人権論</li> <li>○</li> <li>民法1</li> <li>日本法里</li> <li>○</li> <li>国際年開講</li> <li>統治論</li> <li>○</li> <li>日本法里</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>同年開講</li> <li>○</li> <li>日本法里</li> <li>○</li> <li>日本法里</li> <li>○</li> <li>日本法里</li> <li>○</li> <li>日本法里</li> <li>○</li> <li>日本法里</li> <li>○</li> <li>○</li></ul>			行政法2	2	0	0	に履修する研究指導を示し、
州法   2   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○			税法	2	0	0	「研究指導2」は、その後に
別事訴訟法   2   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○			刑法	2	0	0	履修する研究指導を示す。以
国際法2     刑事法			刑事訴訟法	2	0	0	下「研究指導3」、「研究指
国際法2			国際法1	2	0	0	導4」の順で履修する。「研
刑事法			国際法2	2	0	0	究指導」は春学期から夏学期
刑事法制論     2 ○ 隔年開講			刑事法	2	0	隔年開講	まで及び秋学期から冬学期ま
統治論       2       「隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 日本法史 2       (4) 担任教員の きは、既に単位 業科目について 要として翌年度 の履修をするこ ただし、2 度目 の履修をするこ ただし、2 度目 ことができる授 表 1 会			刑事法制論	2	0	隔年開講	でにそれぞれ2科目以上履修
人権論       2       ○ 隔年開講       さは、既に単位業科目について要として翌年度度でして翌年度商法1       できして翌年度の履修をすることができる授養済法       できる授養済法       ことができる授業内容が年度ご報判外紛争処理法       できる授業内容が年度ご報判外紛争処理法       で、特記事項された科目とす         裁判学       2       ○ 隔年開講務届用関係法       で、特記事項された科目とす         が働法2       2       ○ 隔年開講務日期所       で、特記事項された科目とす         産用関係法       2       ○ 隔年開講務日期所       で、特記事項された科目とす         基礎法       2       ○ 隔年開講的事業       で、特記事項された科目とす         基礎法       2       ○ 隔年開講的事業       で、特記事項された科目とす         基礎法       2       ○ 隔年開講的事業       で、特記事項された科目とす         基礎法       2       ○  高年開講的事業       で、特記事項された科目とす         基礎法       2       ○ 高年開講的事業       で、特記事業         基礎法       2       ○ 高年開講的事業       で、表記書のよりますますます。         基礎法       日本法史       ○ 高年開講的事業       で、表記書のよりますますますますますますますますますますますますますますますますますますます			統治論	2	0	隔年開講	することはできない。   (4) 担任教員の承認を得たと
私法     民法1     2     ○     業科目について度として翌年度度として翌年度の履修をすることができると報済法       商法2     2     ○     ただし、2度目 とができる授養人民事訴訟法       展事訴訟法     2     ○     業内容が年度ごまができる授業内容が年度ご表別外紛争処理法       裁判学     2     ○       労働法1     2     ○     隔年開講 された科目とす       労働法2     2     ○     隔年開講 法未会保障法       雇用関係法     2     ○     隔年開講 法未会保障法       社会保障法     2     ○     ○       国際取引法     2     ○       知的財産経営     2     ○       労働市場法     2     ○       基礎法学     日本法史     ○       西洋法史     2     ○			人権論	2	0	隔年開講	(4) 担任教員の承認を得たと ・ きは、既に単位を修得した授
民法 2     2     ○     度として翌年度 の履修をするこ ただし、2度目 を ただし、2度目 ことができる授 業内容が年度ご 裁判外紛争処理法       援事訴訟法     2     ○     書への容が年度ご またができる授 業内容が年度ご またり、2度目 ことができる授 業内容が年度ご またり、3年間講 された科目とす	₹	私法	民法 1	2	0	0	・業科目について、2科目を限
商法1       2       ○       の履修をするこれだし、2度目を済法       ただし、2度目ことができる授業内容が年度ご裁判外紛争処理法       2       ○       業内容が年度ご目で、特記事項された科目とす労働法1       2       ○       両年開講を計算を対象       された科目とす       された科目とす       本計算を対象       された科目とす       本に利目とす       本に対する			民法 2	2	0	0	度として翌年度以降に2度目
商法2       2       ○       ただし、2度目ことができる授業内容が年度ご裁判外紛争処理法       ことができる授業内容が年度ご目で、特記事項された科目とす         裁判外紛争処理法       2       ○       同年開講         裁判学       2       ○       隔年開講         労働法1       2       ○       隔年開講         雇用関係法       2       ○       隔年開講         社会保障法       2       ○       回編年開講         基礎法学       日本法史       2       ○         西洋法史       2       ○       同年開講			商法 1	2	0	0	の履修をすることができる。
経済法       2       ○       ことができる授業内容が年度ご裁判外紛争処理法       2       ○       共力容が年度ご目で、特記事項された科目とす       日で、特記事項された科目とす       された科目とす       第年開講された科目とす       本のた科目とす       日で、特記事項された科目とす       日で、特記事項は、日で、特記事項は、日で、特記事項を対して、日本経典である。       日で、特記事項は、日本経典である。       日本経典である。			商法2	2	0	0	ただし、2度目の履修をする
民事訴訟法       2       ○       業内容が年度ご ま物外の単法       2       ○       日で、特記事項 された科目とす         裁判学       2       ○       隔年開講 された科目とす         労働法1       2       ○       隔年開講 された科目とす         雇用関係法       2       ○       隔年開講 は社会保障法       2       ○       ○         国際私法       2       ○			経済法	2	0	0	ことができる授業科目は、授
裁判外紛争処理法       2       ○       目で、特記事項         裁判学       2       ○       隔年開講         労働法1       2       ○       隔年開講         労働法2       2       ○       隔年開講         社会保障法       2       ○       □         国際私法       2       ○       □         国際取引法       2       ○       □         知的財産経営       2       ○       隔年開講         基礎法学       日本法史       2       ○         西洋法史       2       ○       □			民事訴訟法	2	0	0	業内容が年度ごとに異なる科
労働法 1     2     ○     隔年開講       労働法 2     2     ○     隔年開講       雇用関係法     2     ○     □       国際私法     2     ○     □       国際取引法     2     ○     □       知的財産経営     2     ○     □       労働市場法     2     ○     □       基礎法学     日本法史     2     ○       西洋法史     2     ○			裁判外紛争処理法	2	0	0	目で、特記事項欄に○印が付
労働法2       2       隔年開講         雇用関係法       2       隔年開講         社会保障法       2       □         国際私法       2       □         国際取引法       2       □         知的財産経営       2       □         労働市場法       2       □         基礎法学       日本法史       2       □         西洋法史       2       □			裁判学	2		0	された科目とする。
労働法2       2       隔年開講         雇用関係法       2       隔年開講         社会保障法       2       □         国際私法       2       □         国際取引法       2       □         知的財産経営       2       □         労働市場法       2       □         基礎法学       日本法史       2       □         西洋法史       2       □			労働法1	2	0	隔年開講	
社会保障法     2     ○       国際私法     2     ○       国際取引法     2     ○       知的財産経営     2     ○       労働市場法     2     ○       基礎法学     日本法史     2     ○       西洋法史     2     ○				2	0		
国際私法     2     ○       国際取引法     2     ○       知的財産経営     2     ○       労働市場法     2     ○       基礎法学     日本法史     2     ○       西洋法史     2     ○			雇用関係法	2	0	隔年開講	
国際取引法     2     ○       知的財産経営     2     ○       労働市場法     2     ○       基礎法学     日本法史     2     ○       西洋法史     2     ○			社会保障法	2	0	0	
知的財産経営     2       労働市場法     2     隔年開講       基礎法学     日本法史     2     回洋法史			国際私法	2	0	0	
労働市場法     2     隔年開講       基礎法学     日本法史     2     ○       西洋法史     2     ○			国際取引法	2	0	0	
基礎法学     日本法史     2     〇       西洋法史     2     〇			知的財産経営	2		0	
基礎法学     日本法史     2     〇       西洋法史     2     〇			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		0		
西洋法史 2 〇	1	基礎法学					
		• •					
					0	_	
ローマ法 2 〇 〇				1			
法社会学 2 ○ ○				1			
法政策学 2 ○ ○							
英米法 2 〇				1			

	区分	分類	科目名	単位	高度国際性涵 養教育科目	特記事項	履修方法
専	選択必修	基礎法学	ヨーロッパ法	2		0	
門			中国法	2	0	0	
教			法理学	2	0	隔年開講	
育			法思想史	2	0	隔年開講	
科		政治学	政治学	2	0	0	
目			政治過程論	2	0	0	
			西洋政治思想史	2	0	0	
			日本政治史	2		0	
			ヨーロッパ政治史	2		0	
			アジア政治史	2	0	0	
			行政学	2	0	0	
			比較政治学	2	0	0	
			地方行政論	2		隔年開講	
		総合・展開	法政情報学1	2			
			法政情報学2	2			
			地方自治演習	2			
			現代中国研究	2			
			自治体インターンシップ特別演習基礎	1			
			自治体インターンシップ特別演習応用	1			
		総合演習	総合演習	2			
		研究指導	研究指導 3	2			
			研究指導 4	2			
	選択	入門・基礎	法文献学	2		留学生の	
			日本法総合演習	2	0	み履修可	
			日本政治総合演習	2			
		知的財産法	意匠法1	2			
			商標法1	2			
			著作権法概論	2			
			不正競争防止法	2			
			産業財産権法特論	2			

区分	授業科目	履修方法
高度国際性涵 選択必 養教育科目	・本研究科が高度国際性涵養教育科目として開設する科目(高度国際性涵養教育科目欄に〇印のある科目)(※)・他研究科が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で本研究科が別に指定する科目・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目・グローバルイニシアティブ科目で本研究科が認める科目	2単位以上を修得すること。  ※専門教育科目のうち、高度国際性涵養教育科目欄に○印のある科目は、優先的に高度国際性涵養教育科目の修了要件単位として充当し、専門教育科目の修了要件単位として充当しない。ただし、高度国際性涵養教育科目の2単位を既に充足している場合は、表中の科目区分に充当する。

区分		授業科目	履修方法
高度教養教育 選排 科目	択必修	・他研究科が高度教養教育科目として提供する科目で本研究科が別に指定する科目 ・大学院横断教育科目で本研究科が認める科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目	2単位以上を修得すること。

# (前期課程・研究者養成プログラム)

下記の要件を全て満たしたうえで、合計30単位以上を修得しなければならない。

	区分	分類	科目名		高度国際性涵 養教育科目	特記事項	履修方法
専	必修	研究指導	研究指導1	2			(1) 必修4単位、選択必修14
門			研究指導 2	2			単位以上、合計24単位以上を
教	選択必修	公法	憲法1	2	0	0	修得すること。
育			憲法 2	2	0	0	(2) 「総合演習」については、
科			行政法1	2	0	0	開講する授業科目を年度ごとに
目			行政法 2	2	0	0	定める。「総合演習」は副題を
			税法	2	0	0	付して開講し、副題の異なる「総
			刑法	2	0	0	合演習」は、異なる科目として
			刑事訴訟法	2	0	0	扱う。
			国際法1	2	0	0	(3) 「研究指導1」は、最初に
			国際法 2	2	0	0	履修する研究指導を示し、「研
			刑事法	2	0	隔年開講	究指導2」は、その後に履修す
			刑事法制論	2	0	隔年開講	る研究指導を示す。以下「研究
			統治論	2	0	隔年開講	指導3」、「研究指導4」の順
			人権論	2	0	隔年開講	で履修する。研究指導は春学期
		私法	民法1	2	0	0	から夏学期まで及び秋学期から
			民法2	2	0	0	冬学期までにそれぞれ2科目以   上履修することはできない。
			商法1	2	0	0	1.4   担任教員の承認を得たとき
			商法2	2	0	0	は、既に単位を修得した授業科
			経済法	2	0	0	目について、2科目を限度とし
			民事訴訟法	2	0	0	て翌年度以降に2度目の履修を
			裁判外紛争処理法	2	0	0	することができる。ただし、2
			裁判学	2		0	度目の履修をすることができる
			労働法1	2	0	隔年開講	授業科目は、授業内容が年度ご
			労働法 2	2	0	隔年開講	とに異なる科目で、特記事項欄
			雇用関係法	2	0	隔年開講	に○印が付された科目とする。
			社会保障法	2	0	0	
			国際私法	2	0	0	
			国際取引法	2	0	0	
			知的財産経営	2		0	
			労働市場法	2	0	隔年開講	
		基礎法学	日本法史	2		0	
			西洋法史	2		0	
			比較法史	2	0	0	
			ローマ法	2	0	0	
			法社会学	2	0	0	
			法政策学	2	0	0	
			英米法	2		0	
			ヨーロッパ法	2		0	
			中国法	2	0	0	
			法理学	2	0	隔年開講	
			法思想史	2	0	隔年開講	
		政治学	政治学	2	0	0	
			政治過程論	2	0	0	

	区分	分類	科目名	単位	高度国際性涵 養教育科目	特記事項	履修方法
専	選択必修	政治学	西洋政治思想史	2	0	0	
門			日本政治史	2		0	
教			ヨーロッパ政治史	2		0	
育			アジア政治史	2	0	0	
科			行政学	2	0	0	
目			比較政治学	2	0	0	
			地方行政論	2		隔年開講	
		研究指導	研究指導3	2			
			研究指導4	2			
	選択	入門・基礎	公法の基礎	2			
			民法の基礎	2			
			国際政治学概論	2	0		
			法政情報処理	2			
			法文献学	2		留学生の	
			日本法総合演習	2	0	み履修可	
			日本政治総合演習	2			
			政治学概論	2	0		
		総合・展開	法政情報学1	2			
			法政情報学 2	2			
			地方自治演習	2			
			現代中国研究	2			
			自治体インターンシップ特別演習基礎	1			
			自治体インターンシップ特別演習応用	1			
		知的財産法	意匠法 1	2			
			商標法 1	2			
			著作権法概論	2			
			不正競争防止法	2			
			産業財産権法特論	2			
		総合演習	総合演習	2			

区分	授業科目	履修方法		
高度国際性 涵養教育科 目	目で本研究科が指定する科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目	2単位以上を修得すること。 ※専門教育科目のうち、高度国際性涵養教育科目欄に〇印のある科目は、優先的に高度国際性涵養教育科目の修了要件単位として充当し、専門教育科目の修了要件単位として充当しない。ただし、高度国際性涵養教育科目の2単位を既に充足している場合は、表中の科目区分に充当する。		

区分		授業科目	履修方法
高度教養教 育科目	選択必修	・他研究科が高度教養教育科目として提供する科目で本研究科が指定する科目 ・大学院横断教育科目で本研究科が認める科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目	2 単位以上を修得すること。

# (前期課程・知的財産法プログラム)

下記の要件を全て満たしたうえで、合計30単位以上を修得しなければならない。

	区分	分類	科目名	単位	高度国際性涵 養教育科目	特記事項	履修方法
専	必修	研究指導	研究指導 1	2			(1) 総合コースは、必修4単位、
門			研究指導 2	2			選択必修10単位以上、合計2
教	選択必修	私法	知的財産経営	2		ΟΔ	4単位以上修得すること。特別
育		知的財産法	特許法1	4	0	Δ	コースは、必修4単位、選択必
科			特許法 2	4	0	Δ	修12単位以上(ただし、特記
目			意匠法 1	2			事項欄に△印が付された科目
			意匠法 2	2	0	Δ	(「特許法1」については、特
			商標法 1	2			別コースの科目として開講され
			商標法 2	2	0	Δ	ているもの、「総合演習」につ
			産業財産権関係条約 1	2	0		いては、教授会の議を経て研究
			産業財産権関係条約2	2	0	Δ	科長が指定するもの)に限る。)、
			国際知的財産法	2	0	Δ	合計26単位以上修得するこ
			著作権法概論	2		Δ	と。
			著作権法分析	2	0	Δ	(2) 開講学期を春学期から夏学
			不正競争防止法	2			期までとする「産業財産権法演
			産業財産権法特論	2		Δ	習」のうち「産業財産権法演習
			産業財産権法演習1	2		Δ	1」は最初に履修するものを示
			産業財産権法演習 2	2		Δ	し、「産業財産権法演習3」は
			産業財産権法演習3	2		Δ	その後に履修するものを示す。
			産業財産権法演習 4	2		Δ	開講学期を秋学期から冬学期ま
			知的財産法演習	2	0	Δ	でとする「産業財産権法演習」
			産業財産権法展開	2		Δ	のうち「産業財産権法演習2」
			産業財産権法応用1	2	0	Δ	は最初に履修するものを示し、
			産業財産権法分析1	2		Δ	.「産業財産権法演習4」はその 後に履修するものを示す。「産
			産業財産権法分析 2	2		Δ	後に履じりるものを小り。   座  業財産権法演習   は春学期から
			産業財産権法基盤	2			夏学期まで及び秋学期から冬学
			知的財産権関係契約法	2			期までにそれぞれ2科目以上履
		総合演習	総合演習	2		Δ	修することはできない。
		研究指導	研究指導3	2			(3) 「総合演習」については、
		777 27 17	研究指導 4	2			開講する授業科目を年度ごとに
	選択	入門·基礎	公法の基礎	2			定める。「総合演習」は副題を
	2217	/ T All All All All All All All All All A	民法の基礎	2			付して開講し、副題の異なる「総
			国際政治学概論	2	0		- 合演習」は、異なる科目として
			法政情報処理	2	Ü		扱う。
			法文献学	2		留学生	(4) 「研究指導1」は、最初に
			日本法総合演習	2	0	のみ履	履修する研究指導を示し、「研
			日本政治総合演習	2	Ü	修可	究指導2」は、その後に履修す
			政治学概論	2	0	,-	る研究指導を示す。以下「研究
		公法	憲法1	2	0	0	指導3」、「研究指導4」の順
			憲法2	2	0	0	で履修する。「研究指導」は春
			行政法1	2	0	0	学期から夏学期まで及び秋学期
			行政法2	2	0	0	から冬学期までにそれぞれ2科
			税法	2	0	0	目以上履修することはできな
				2	0	0	い。「産業財産権法分析」につ
			기계4A	۷		U	

	区分	分類	科目名	単位	高度国際性涵 養教育科目	特記事項	履修方法
専	選択	公法	刑事訴訟法	2	0	0	いても同様である。
門			国際法 1	2	0	0	(5) 担任教員の承認を得たとき
教			国際法 2	2	0	0	は、既に単位を修得した授業科
育			刑事法	2	0	隔年開講	目について、2科目を限度とし
科			刑事法制論	2	0	隔年開講	て翌年度以降に2度目の履修を
目			統治論	2	0	隔年開講	することができる。ただし、2
			人権論	2	0	隔年開講	度目の履修をすることができる
		私法	民法 1	2	0	0	授業科目は、授業内容が年度ご
			民法 2	2	0	0	とに異なる科目で、特記事項欄
			商法1	2	0	0	に○印が付された科目とする。
			商法2	2	0	0	
			経済法	2	0	0	
			民事訴訟法	2	0	0	
			裁判外紛争処理法	2	0	0	
			裁判学	2		0	
			労働法 1	2	0	隔年開講	
			労働法 2	2	0	隔年開講	
			雇用関係法	2	0	隔年開講	
			社会保障法	2	0	0	
			国際私法	2	0	0	
			国際取引法	2	0	0	
			労働市場法	2	0	隔年開講	
		基礎法学	日本法史	2		0	
			西洋法史	2		0	
			比較法史	2	0	0	
			ローマ法	2	0	0	
			法社会学	2	0	0	
			法政策学	2	0	0	
			英米法	2		0	
			ヨーロッパ法	2		0	
			中国法	2	0	0	
			法理学	2	0	隔年開講	
			法思想史	2	0	隔年開講	
		政治学	政治学	2	0	0	
			政治過程論	2	0	0	
			西洋政治思想史	2	0	0	
			日本政治史	2		0	
			ヨーロッパ政治史	2		0	
			アジア政治史	2	0	0	
			行政学	2	0	0	
			比較政治学	2	0	0	
			地方行政論	2		隔年開講	
		総合・展開	法政情報学1	2			
			法政情報学2	2			
			地方自治演習	2			

	区分	分類	科目名		高度国際性涵	特記事項	履修方法
					養教育科目		
専門	選択	総合·展開	現代中国研究	2			
教			自治体インターンシップ特別演習基礎	1			
育			自治体インターンシップ特別演習応用	1			
科							
目							

区分	授業科目	履修方法
高度国 際性涵 養教育 科目	・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目 ・グローバルイニシアティブ科目で本研究科が認める科	(両コース共通) 2単位以上を修得すること。 ※専門教育科目のうち、高度国際性涵養教育科目欄に○印のある科目は、優先的に高度国際性涵養教育科目の修了要件単位として充当し、専門教育科目の修了要件単位として充当しない。ただし、高度国際性涵養教育科目の2単位を既に充足している場合は、表中の科目区分に充当する。

区分		授業科目	履修方法	
高度教	選択必修	・他研究科が高度教養教育科目として提供する科目で本研究科が指定する科目	(総合コースのみ) 2単位以上を修	
養教育		・大学院横断教育科目で本研究科が認める科目	得すること。	
科目		・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目		

# 別表第2(後期課程)

	授	業	科	目			単位数
憲	法	特	朱	講	義	1	2
憲	法	特列	朱	講	義	2	2
行	政法	: 特	殊	講	義	1	2
行	政法	: 特	殊	講	義	2	2
行	政法	: 特	殊	講	義	3	2
行	政法	去 特	殊	講	義	4	2
環	境	法 华	寺	殊	講	義	2
税	法	特	殊		講	義	2
刑	法	特	<b>k</b>	講	義	1	2
刑	法	特列	朱 	講	義	2	2
刑	法	特易	<b>*</b>	講	義	3	2
刑	事	法特	寺	殊	講	義	2
刑	事 訴	訟 法	特	殊言	冓 義	1	2
刑	事 訴	訟法	特	殊言	冓 義	2	2
民	法	特易	<b>k</b>	講	義	1	2
民	法	特易	<b>k</b>	講	義	2	2
民	法	特易	<b>k</b>	講	義	3	2
民	法	特易	<b>k</b>	講	義	4	2
民	法	特	<b>k</b>	講	義	5	2
民	法	特	<b>k</b>	講	義	6	2
商	法	特列	<b>k</b>	講	義	1	2
商	法	特列	<b>*</b>	講	義	2	2
労	働	特	殊	講	義	1	2
労	働法	: 特	殊	講	義	2	2
社	会	法特	寺	殊	講	義	2
民	事 訴	訟 法	特	殊言	冓 義	1	2
民	事 訴	訟 法	特	殊言	冓 義	2	2
裁	判法	: 特	殊	講	義	1	2
裁	判法	特	殊	講	義	2	2
玉	際	特	殊	講	義	1	2
玉	際法	: 特	殊	講	義	2	2
玉	際 私		特	殊	講	義	2
玉	際取	引治	去 特	<b>并</b> 殊	講		2
	際経	ر مادر	L 4L1	- 74	講	義	2

経済法特殊講義 2 知的財産法特殊講義 1 2 知的財産法特殊講義 2 法思想史特殊講義 2 法理学特殊講義 2 法社会学特殊講義 2 比較法文化論特殊講義 2 中国法特殊講義 2 中国法特殊講義 2 中国洋法制史特殊講義 2 中本法制史特殊講義 2 比較法論特殊講義 2 比較法論特殊講義 2 比較 法論特殊講義 2 比較 法論特殊講義 2 比較 法論特殊講義 2 比較 治過程論特殊講義 2 比較 政治 特殊講義 2 比較 政治 特殊講義 2 上較 政治 特殊講義 2 上較 政治 特殊講義 2 上 校 政治 特殊講義 2 上 大 政治 史特殊講義 2 日本政治 学特殊講義 2	授業科目	単位数
知的財産法特殊講義 2       2         法思想史特殊講義 2       2         法理学特殊講義 2       2         法社会学特殊講義 2       2         比較法文化論特殊講義 2       2         中国法特殊講義 2       2         日本法制史特殊講義 2       2         日本法制史特殊講義 2       2         上較法論特殊講義 2       2         比較政治學特殊講義 2       2         現代中国研究特殊講義 2       2         現代中国研究特殊講義 2       2         日本政治思想史特殊講義 2       2         日本政治思想史特殊講義 2       2         日本政治思想史特殊講義 2       2         日本政治思想,特殊講義 2       2         日本政治學特殊講義 2       2         日本政治學等殊講義 2       2         日本政治學等 2       2         法政情報学特殊講義 2       2         大政情報 2       2         大政情報 2       2         大政情報 2       2         大		
知的財産法特殊講義       2         法思想史特殊講義       2         法理学特殊講義       2         比較法文化論特殊講義       2         中国法特殊講義       2         中国法特殊講義       2         日本法制史特殊講義       2         口一マ法特殊講義       2         比較法論特殊講義       2         比較法論特殊講義       2         比較 政治等殊講義       2         比較政治等殊講義       2         現代中国研究特殊講義       2         現代中国研究特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治學特殊講義       2         日本政治學特殊講義       2         工产工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工		2
法 理 学 特 殊 講 義       2         法 社 会 学 特 殊 講 義       2         比較法文化論 特 殊 講 義       2         中 国 法 特 殊 講 義       2         日本 法 制 史 特 殊 講 義       2         西洋 法 制 史 特 殊 講 義       2         比較 法 特 殊 講 義       2         比較 政 治 等 殊 講 義       2         比較 政 治 特 殊 講 義       2         財 時 殊 講 義       2         財 世 特 殊 講 義       2         日本政治 思想史特殊講義       2         日本政治 思想史特殊講義       2         日本政治 史 特 殊 講義       2         日本政治 史 特 殊 講義       2         国際政治 学 特 殊 講義       2         大政情報学特殊講義       2         大政情報学特殊講義       2         大政情報学特殊講義       2         大 献 講 読       2         大 献 学 特 殊 講義       2         大 政 常 報 学 特 殊 講義       2         大 政 常		2
法社会学特殊講義       2         比較法文化論特殊講義       2         中国法特殊講義       2         日本法制史特殊講義       2         西洋法制史特殊講義       2         口一マ法特殊講義       2         比較法論特殊講義       2         政治学特殊講義       2         比較政治學特殊講義       2         現代中国研究特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治財史特殊講義       2         国際政治学特殊講義       2         医院政治学特殊講義       2         大政情報学特殊講義       2         大政情報等特殊講義       2         大政情報等特殊講義       2         大政情報等       2         大政情報       2         大政情報       2         大政情報       2         大政情報       2         大政情報       2         大政情報       2         大政 計畫       2	法思想史特殊講義	2
比較法文化論特殊講義       2         中国法特殊講義       2         日本法制史特殊講義       2         西洋法制史特殊講義       2         口一マ法特殊講義       2         比較法論特殊講義       2         政治学特殊講義       2         政治過程論特殊講義       2         現代中国研究特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治史特殊講義       2         アジア政治史特殊講義       2         国際政治学特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         大政情報学特殊講義       2         大政情報       2         大政 計學       2	法理学特殊講義	2
中国法特殊講義       2         日本法制史特殊講義       2         西洋法制史特殊講義       2         口一マ法特殊講義       2         比較法論特殊講義       2         政治学特殊講義       2         政治過程論特殊講義       2         比較政治特殊講義       2         現代中国研究特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         アジア政治史特殊講義       2         国際政治学特殊講義       2         下政治史特殊講義       2         大政情報学特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         大政情報学特殊講義       2         大政情報学特殊講義       2         大政計 講読       2         大大献 講読       2         大大献 学特殊講義       2         大大 就 学 特殊講義       2         大 就 学 特殊講義       2         大 就 学 特殊講義       2         大 就 学	法社会学特殊講義	2
日本法制史特殊講義       2         西洋法制史特殊講義       2         ローマ法特殊講義       2         比較法論特殊講義       2         政治学特殊講義       2         政治過程論特殊講義       2         比較政治特殊講義       2         現代中国研究特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治史特殊講義       2         ヨーロッパ政治史特殊講義       2         国際政治学特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         大政情報学特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         大大献講読       2         法文献講読       2         法文献 等特殊講義       2         大文献 等特殊講義       2         大文献 等特殊講義       2         大文献 等特殊講義       2         大文献 等 殊講義       2         大文献 等 殊講義       2         大文献 等 殊講義       2         大文献 等 殊講義       2         大文献 等	比較法文化論特殊講義	2
西洋法制史特殊講義 2 ローマ法特殊講義 2 比較法論特殊講義 2 政治学特殊講義 2 政治過程論特殊講義 2 比較政治特殊講義 2 現代中国研究特殊講義 2 現代中国研究特殊講義 2 再洋政治思想史特殊講義 2 日本政治思想史特殊講義 2 日本政治思想史特殊講義 2 日本政治思想史特殊講義 2 日本政治思想東特殊講義 2 日本政治史特殊講義 2 コーロッパ政治史特殊講義 2 コーロッパ政治史特殊講義 2 コーロッパ政治東特殊講義 2 エアジア政治史特殊講義 2 コーロッパ政治東特殊講義 2 エアジア政治東特殊講義 2 エア・新聞 2 エア・新聞 3 エア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・	中 国 法 特 殊 講 義	2
ローマ法特殊講義       2         比較法論特殊講義       2         政治学特殊講義       2         政治過程論特殊講義       2         比較政治特殊講義       2         現代中国研究特殊講義       2         西洋政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         コーロッパ政治史特殊講義       2         工ジア政治史特殊講義       2         国際政治学特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         大政情報学特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         文献講読       1         文献講読       1         文献講読       2         法政情報学特殊講義       2         文献講読       1         文献講読       2         法文献学特殊講義       2         大東 課       2         法文献学特殊講義       2         公職課       2         2       2         公職課       2         2       3	日本法制史特殊講義	2
比較法論特殊講義       2         政治学特殊講義       2         政治過程論特殊講義       2         比較政治特殊講義       2         現代中国研究特殊講義       2         西洋政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         ヨーロッパ政治史特殊講義       2         国際政治史特殊講義       2         国際政治学特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         大政情報学特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         文献講読       1         文献講読       2         法政情報学特殊講義       2         文献講読       1         文献 講読       2         法文献学特殊講義       2         大 就学特殊講義       2         公 就学特殊講義       2         公 就学特殊講義       2         工 就 学 特殊講義       2         工 就 学 特別       2         工	西洋法制史特殊講義	2
政治学特殊講義 2 政治過程論特殊講義 2 比較政治特殊講義 2 現代中国研究特殊講義 2 理が治思想史特殊講義 2 日本政治思想史特殊講義 2 日本政治思想史特殊講義 2 日本政治思想史特殊講義 2 日本政治思想史特殊講義 2 日本政治史特殊講義 2 アジア政治史特殊講義 2 国際政治学特殊講義 2 国際政治学特殊講義 2 大政情報学特殊講義 1 2 法政情報学特殊講義 2 文献講	ローマ法特殊講義	2
政治過程論特殊講義       2         比較政治特殊講義       2         現代中国研究特殊講義       2         西洋政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         ヨーロッパ政治史特殊講義       2         国際政治史特殊講義       2         国際政治学特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         大政情報学特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         文献講読       1         文献講読       2         法政情報学特殊講義       2         文献講読       1         文献講読       2         法文献学特殊講義       2         大就学特殊講義       2         公職課       2         2       3	比 較 法 論 特 殊 講 義	2
比較政治特殊講義       2         現代中国研究特殊講義       2         西洋政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         ヨーロッパ政治史特殊講義       2         国際政治学特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         文献講読       1         文献講読       2         法文献学特殊講義       2         大就学特殊講義       2         大就学特殊講義       2         公就学特殊講義       2         公就学特殊講義       2         工業       2         2       2         2	政 治 学 特 殊 講 義	2
現代中国研究特殊講義       2         西洋政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治思想史特殊講義       2         日本政治史特殊講義       2         コーロッパ政治史特殊講義       2         区際政治学特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         大政治史特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         文献講託       1         文献講託       2         法文献等特殊講義       2         大献学特殊講義       2         大献学特殊講義       2         大献学特殊講義       2         大就学特殊講義       2         大成学特殊講義       2         大成学院       2         大成学院       2         大成学院       3         大成学院       3         大成学院       4         大成学院       4 <td< td=""><td>政 治 過 程 論 特 殊 講 義</td><td>2</td></td<>	政 治 過 程 論 特 殊 講 義	2
西洋政治思想史特殊講義 2 日本政治思想史特殊講義 2 日本政治思想史特殊講義 2 日本政治史特殊講義 2 ヨーロッパ政治史特殊講義 2 区がア政治史特殊講義 2 国際政治学特殊講義 2 西洋政治史特殊講義 2 大政情報学特殊講義 2 大政献 講 読 2 大政献 講 読 2 大政献 学特殊講義 2 大政献 学特殊 講義 2 大政献 学術 発	比 較 政 治 特 殊 講 義	2
日本政治思想史特殊講義       2         日本政治史特殊講義       2         ヨーロッパ政治史特殊講義       2         西際政治学特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         佐政情報学特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         主政情報学特殊講義       2         文献講話       1         文献講話       2         法文献学特殊講義       2         法文献学特殊講義       2         公献学特殊講義       2         公成課金融       2         公成課金融       2         公成課金融       2         公成課金融       2         公成課金融       2         公成金融	現代中国研究特殊講義	2
日本政治史特殊講義       2         ヨーロッパ政治史特殊講義       2         アジア政治史特殊講義       2         国際政治学特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         行政学特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         支献講託       1         文献講託       2         大献学特殊講義       2         文献講託       2         法文献学特殊講義       2         生       研究       2         研究       2         研究       2         日本記述       2	西洋政治思想史特殊講義	2
ヨーロッパ政治史特殊講義       2         アジア政治史特殊講義       2         国際政治学特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         行政学特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         文献講話       1         文献講話       2         法文献学特殊講義       2         大献学特殊講義       2         公献学特殊講義       2         公献学特別等       2         公献学等       2         公献学等       2         公成學學院       2         公成學院       2	日本政治思想史特殊講義	2
アジア政治史特殊講義       2         国際政治学特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         行政学特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         文献講話       1         文献講話       2         法文献学特殊講義       2         大献学特殊講義       2         在就学特殊講義       2         在就学特殊講義       2         在就学特殊講義       2         在就学特殊講義       2         在就学特殊講義       2         在	日本政治史特殊講義	2
国際政治学特殊講義       2         西洋政治史特殊講義       2         行政学特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         法政情報学特殊講義       2         文献講話       1         文献講話       2         法文献学特殊講義       2         法文献学特殊講義       2         特定研究       2         研究演習       1         2       2         研究演習       2         2       2	ヨーロッパ政治史特殊講義	2
西洋政治史特殊講義 2 行政学特殊講義 2 法政情報学特殊講義 1 2 法政情報学特殊講義 2 文献講読 1 2 文献講読 2 文献講読 2 文献講読 2 公	アジア政治史特殊講義	2
行政学特殊講義     2       法政情報学特殊講義     2       法政情報学特殊講義     2       文献講読     1       文献講読     2       文献講読     2       法文献学特殊講義     2       特定研究     2       研究演習     1       2       研究演習     2       2	国際政治学特殊講義	2
法政情報学特殊講義 1     2       法政情報学特殊講義 2     2       文献講読 1     2       文献講読 2     2       法文献学特殊講義 2     2       法文献学特殊講義 2     2       特定研究 2     2       研究 演習 1     2       研究 演習 2     2	西洋政治史特殊講義	2
法政情報学特殊講義 2     2       文献講読 1     2       文献講読 2     2       法文献学特殊講義 2     2       特定研究 2     2       研究 演習 1     2       研究 演習 2     2	行 政 学 特 殊 講 義	2
文献     講読     1     2       文献     講読     2     2       法文献     学特殊講義     2       特定     研究     2       公     2       日本     2 <th< td=""><td>法政情報学特殊講義 1</td><td>2</td></th<>	法政情報学特殊講義 1	2
文献     講読     2     2       法文献     学特殊講義     2       特定     研究     2       研究     2     2       研究     資習     1     2       研究     演習     2     2	法政情報学特殊講義 2	2
文献     講読     2     2       法文献     学特殊講義     2       特定     研究     2       研究     2     2       研究     資習     1     2       研究     演習     2     2	文 献 講 読 1	2
特     定     研     究     2       研     究     演     習     1     2       研     究     演     習     2     2	文 献 講 読 2	2
研究     演習     1     2       研究     演習     2     2	法 文 献 学 特 殊 講 義	2
研 究 演 習 2 2	特 定 研 究	2
	研 究 演 習 1	2
プロジェクト研究 2	研 究 演 習 2	2
	プロジェクト研究	2

## 備考

- 1 「文献講読 1」は最初に履修する文献講読を示し、「文献講読 2」は、その後に履修する文献講読を示す。研究 演習についても同様である。
- 2 「法文献学特殊講義」は履修対象者を留学生に限定して開講する。
- 3 特定研究については、開講する授業科目を年度ごとに定める。特定研究は副題を付して開講し、副題の異なる 特定研究は、異なる科目として扱う。